

平成 29 年 10 月 6 日

厚生労働省 年金局
企業年金・個人年金課 御中

一般社団法人 信託協会
年金専門委員会

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見

平成 29 年 9 月 15 日付で意見募集のあった「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案に関する御意見募集（パブリックコメント）について」に関する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

「確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令案」に関する意見

項番	内容
1	<p>施行日が平成 30 年 4 月 1 日となっているが、対応必須の事項（基本方針及び政策的資産構成割合の策定）に係る準備や規約変更等の対応に関し、相応の時間がかかることが想定される。対応期限を平成 30 年度中とするなど円滑な制度運営のための猶予をいただきたい。なお、社会保障審議会企業年金部会においては施行時期の明示がされておらず、施行日まで十分な期間が確保されないことにより、現場に無用な混乱が生じ、拙速な対応を招くことで、却って本改正の目的である DB のガバナンス向上が図られないことを懸念する。</p>

以 上